

令和6年11月2日(土)
大崎タイムス掲載

有機溶剤作業主任者が古川で講習会

塗料やシンナーなどの有機溶剤を扱う現場で指揮を執る「有機溶剤作業主任者」の能力向上に向けた講習が10月18日、大崎市の古川商工会議所であった。

宮城労働基準協会古川支部の主催で、県内では初開催。10社22人が受講した。

労働安全コンサルタントの河合直樹さん(山形市)が、中毒や爆発など有機溶剤を主因とする事故の実例のほか、近年の法改正で

分類が変わった特別有機溶剤などを説明した写真。主任者に求められる▽換気装置点検▽保護具使用状況▽タンク内作業の安全確認▽などの職務も紹介。長年の測定データを元に「作業環境に問題がなくても暴露量が高くなるケースもある。同じ人が作業を長時間続けることは避けてほしい」と訴えた。労働安全衛生法では、有機溶剤を扱う事業者は主任者の設置が義務付けられている。主任者は有機溶剤の取り扱い現場で作業方法を定めるほか、機器類

点検や作業者の保護具使用、中毒防止措置の確認などを担う。業務能力向上に向けた教育を約5年ごとに受ける努力義務が課せられている。古川支部によると、管内では自動車などで有機溶剤を扱う事業所が多いという。

